

第9回静岡市・蒲原町合併協議会
第9回静岡市・由比町合併協議会
合同会議 議事録

平成17年1月11日

静岡市・蒲原町合併協議会事務局

静岡市・由比町合併協議会事務局

1 開催日時 平成17年1月11日(火)午後1時30分から

2 開催場所 ホテルアソシア静岡ターミナル 3階「葵」

3 出席者 (1) 静岡市・蒲原町合併協議会

小嶋会長、山崎副会長、

鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、

須藤委員、石川委員、池田委員、志田委員、吉田委員、

斉藤委員 (全13名出席)

(2) 静岡市・由比町合併協議会

小嶋会長、望月副会長、

鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、

安部委員、佐野委員、佐藤委員、小林委員、豊島委員、

斉藤委員 (全13名出席)

下線の会長及び委員は、両協議会兼務

4 議題

(1) 協議

法による特例項目について

一般項目について

建設計画について

住民意見発表会について

(2) その他

5 会議内容 以下のとおり

【開会】

事務局 定刻となりましたので、第9回静岡市・蒲原町合併協議会及び第9回静岡市・由比町合併協議会の合同会議を開催いたします。

開会に当たりまして、会長から一言ご挨拶申し上げます。

【会長あいさつ】

会長（小嶋静岡市長） 第9回目の合併協議会の合同会議の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

新年早々ということですが、委員の皆さん全員のご出席をいただきましてありがとうございます。

さて、地方分権、あるいは三位一体改革といった地方を取り巻く環境が大きく変わる中で、市町村合併が推進され、県内でも、約70の市町村数が40台まで減少する見込みではありますが、現在協議中の法定合併協議会はここだけということもありまして、そういう意味でも、大いに現在注目をされているところであります。

そして、この合併協議会は、スケジュール的には今回を入れまして向こう2回ということではありますが、実質的には今回、すべての協議項目について決定し、その結果を踏まえて、次回1月28日の合併協議会においては、合併の是非判断をお願いすることになっております。したがって、本日の会議では、継続協議となっている項目について、一定の結論を出していくこととなりますので、委員の皆さんには、より一層のご理解、ご協力をいただきたいと思いますと考えております。

簡単ではありますが、私からの挨拶にかえさせていただきます。

事務局 ここで報道関係者の方をお願いいたします。これより議事に入りますので、取材は傍聴席からということにさせていただきます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは議長であります会長に進行をお願いいたします。

【前回の協議状況について】

議長（小嶋静岡市長） それでは、本日の協議に入ります前に、第8回合同会議における協議状況につきまして事務局から報告をいたします。

事務局 それではよろしくをお願いいたします。

報告の前に、今回配付いたしました資料について、ご説明を申し上げます。

まず表紙に、第9回の両合併協議会の合同会議と記載されている資料本書でございますが、これには、本日の次第のほか、これまでの協議状況を、本来の1市1町の合併協議会として、1 - 1ページから1 - 3ページに静岡市・蒲原町合併協議会の分を、それから2 - 1ページから2 - 3ページに静岡市・由比町合併協議会の分を、という形で掲載してございます。これは次回の最終の合併協議会では、今回の協議結果を踏まえて1市1町としての合併協定書を作成し、その内容に基づき、合併協議会としての是非判断をお願いすることになりますので、その前に記載内容等を確認していただくため、今回このような形で資料を用意させていただきました。

また、表紙に別紙資料と記載されているものがございます。今回協議していただく項目についての関係資料が9ページにわたって綴じ込んでございます。後ほど、ご説明をさせていただきます。

このほかに、静岡市・蒲原町及び静岡市・由比町の合併建設計画の最終素案をお配りしてございます。

資料は以上でございます。

それでは、11月30日に開催されました第8回合併協議会合同会議における協議状況について、ご報告をさせていただきます。前回の合同会議では、最初に議員の定数、地域審議会等及び組織機構のいわゆる関連3項目について再度協議を行いました。

別紙資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

静岡市は、地域審議会と出張所の設置を要望する蒲原町、また地域自治区とその事務所の設置を要望する由比町に対し、両町の合併による不安解消や、市民の声を施策に十分反映させるという観点から、静岡市としては、地域審議会及び出張所の設置、または地域自治区及びその事務所の設置のいずれかを選択できるように提案いたしました。また、これに伴いまして、資料を用いて、地域審議会設置概要や出張所の設置案について、ご説明をいたしました。

一方、地域自治区及び事務所については、基本的には法律の規定に基づき設置することになりますが、政令市における先例がなく、特に行政区との整合性については、国、県とも相談の必要があるため、具体的な設置案は今後協議して詰めていくことを説明いたしました。そして両町とも、この案を持ち帰って検討するという事で継続協議となりました。

次に、一部事務組合の中で、まだすり合わせ方針が決まっていない共立蒲原総合病院組合について協議を行いました。

別紙資料の7ページの上段にあります、前回の方針案をご覧いただきたいと思います。欠損金の取扱いについては、富士川町を含めた4町の意見を取り入れ、平成15年度までの約15億円の累積欠損金は、10年間で分割して清算すること、平成16年度以降の単年度欠損金は、翌年度内に清算することといたしました。また、看護専門学校の取扱いについては、静岡市の2つの学校の統合計画とあわせて検討することといたしました。

しかしながら、単年度欠損金の清算方法は、関連4町にとっては負担が大きいため、再度調整する必要があること、また経営改善計画については、12月下旬には中間報告が出るということで、その内容を見て改めて検討するということが継続協議となりました。なお、この一部事務組合の取扱いについては、1市2町を前提としてすり合わせを行ってきたため、1市1町ごとに作成する合併協定書においては、その表記方法が若干異なることをご説明いたしました。多少わかりづらい部分があったので、今回はその点について整理をさせていただきます。

資料本書の1 - 2ページをお開きいただきたいと思います。これは蒲原町のほうでご説明いたしますと、上段の の病院組合と の環境衛生組合は、当初の表記と変わりはありません。つまり、基本的には、合併する場合、町は組合を脱退し、代わりに静岡市が加入することになります。これは1市2町の場合も同様になります。

一方、 の消防組合については、1市1町の場合は、合併する町が組合を脱退し、静岡市が加入することになりますが、1市2町の合併が成立した場合は、2町の脱退により組合は解散することになりますので、静岡市が両町の消防業務を行うことになります。その場合、富士川町の区域の消防業務の取扱いについては、静岡市への委託も含めて別途協議するものといたします。

以上が、第8回合同会議における主に協議状況であります。その後、12月の9日から12までの4日間、1市2町でそれぞれ2回ずつ、計6回の住民説明会を実施いたしました。説明会では、1市2町の全世帯に配布しましたパンフレットによりまして、合併の必要性、効果、不安とそれへの対応や、合併協議会での協議状況、さらに建設計画について説明した後、住民の皆さんとの意見交換を行いました。

その実施状況としましては、4日間、計6回の住民説明会の参加者総数は約600人で行いました。意見交換の中では、由比町が要望している地域自治区のほか、建設計画及びその財政計画、一部事務組合の取扱いなどについて多くの質問や意見をいただきました。

以上、前回の協議状況などについて、ご説明をいたしました。よろしくお願ひいたします。

【関連3項目の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） それでは、継続協議になっている項目につきまして順番に協議をしていきたいと思えます。

最初に、法による特例項目として、6番の「議員の定数及び任期の取扱い」、10番の「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」、そして一般項目の15番「組織及び機構」の関連する3項目ですが、前回、地域審議会の設置や地域自治区及びその事務所の設置について、静岡市のほうから新たな提案があり、それぞれが持ち帰って検討するというものでありまして、その結果について事務局のほうでまとめて説明をしてもらいたいと思えます。

事務局 それでは関連3項目の取扱いについて、別紙資料に基づきましてご説明をいたします。

まず蒲原町といたしましては、地域審議会と出張所を設置する方向で検討しているということですので、別紙資料2ページに、蒲原町が予定している地域審議会の設置案、そして次の3ページに出張所の設置案を付けさせていただきました。

2ページの地域審議会の設置案につきましては、前のご説明した内容と異なる部分は下線をしてございます。2番の設置期間を当初の5年間から建設計画の期間である10年間としたこと、また4番の委員の定数を15人以内から20人以内としたこと、この2点が変更となりました。

また、3ページの出張所の設置案につきましては、基本的には前回と同様でございますが、地域審議会の設置期間が10年間であること、またもう一方の地域自治区とその事務所との調整も必要となることから、「出張所等の設置期間を当分の間とし、その後統合する」という表現がございましたが、ここでは削除いたしました。

次に、別紙資料の4ページをご覧くださいと思えます。これは、由比町が設置を予定している地域自治区の設置案でございます。その概要をご説明いたします。

まず2番の名称は、「由比町」といたします。これに伴いまして、合併後の由比町の区域の住所の表示は、「静岡市清水区由比町」ということとなります。

3番の設置期間は10年間といたします。

4番の事務所は、名称を「静岡市清水区由比町事務所」とし、編入することになる行政区の区長の権限に属する事務のうち、分掌された事務を行うこととなります。なお、具体的な分掌事務につきましては、3ページの出張所と同じく、今後の事務事業のすり合わせ結果な

どを受けて決定することになりますし、区役所業務を越える、例えばサクラエビまつりや道路の小規模修繕などの事務の取扱いについては、地域特性への配慮や激変緩和措置の観点から、17年度の事務事業のすり合わせの中で、地元での実施についても誠心誠意検討していくことになります。

6番の地域協議会の権限は、2ページの地域審議会の審議事項と比較した場合、事務局が所管する事務に関する事項が、(1)の と(2)の にそれぞれ加わることになります。

そのほか、次の5ページになりますが、8番の地域協議会の委員の定数を15人以内とすること以外は、地域審議会の内容と同様でございますが、大きく異なる点は、12番の委員の報酬でございます。これは合併関連3法の国会審議におきまして、衆参両院の総務委員会で、地域自治区の地域協議会の構成員は原則として無報酬とすることが附帯決議されたことを受けまして、委員には報酬を支給しないとするものでございます。

関連3項目についての説明は以上でございますが、仮にこの内容で決定した場合のすり合わせ方針案といたしましては、静岡市・蒲原町合併協議会の場合は別紙資料の8ページ、静岡市・由比町合併協議会の場合は9ページの、それぞれ上段の6番、10番、15番に記載されたとおりとなります。以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） ただいま3項目につきまして基本的な部分で説明がありましたが、これらにつきまして、それぞれまたご意見をいただきたいと思っておりますのでご発言をお願いいたします。安部委員どうぞ。

安部委員（由比町議会議長） 由比町の安部でございます。

今、事務局の方から詳細にわたっての説明がございました。一応、この事務局案に対しまして、いろいろ由比町議会といたしましても協議をいたしました。具体的には1月7日に最終的な詰めを行ったわけでございますけれども、1月8日の静岡新聞で、「現状自治区案に反対」というようなタイトルで、地域自治区案についての協議内容が報道されました。そういうわけで、内容的には、それぞれの委員さん方も、これは読んでいただいているかと思っておりますので、時間の関係上、私のほうといたしましても省略させていただきますけれども、この説明していただいた、現状の自治区案では満足できないということで、由比町議会といたしましては、この地域自治区案に反対ということで報告をさせていただきます。以上です。

議長（小嶋静岡市長） 今、安部委員からご発言がございましたけど、ほかの委員の方、ご発言ございますか。それでは須藤委員どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） 蒲原の須藤です。

蒲原町議会のほうでも、第8回合併協議会の後、話し合っております。第8回の合併協議会の中では、清水区に2つの組織があってもいいですかという質問に対して、それぞれの町の判断を尊重するというような答弁をいただきました。そこで蒲原町では、その合併協議会の後、全員協議会を開きまして、今までどおり地域審議会で行くのか、あるいは静岡市と由比町との話し合いの中で地域審議会がまとまったら、それを参考にしてもう一度検討するのかと、そういうような話がありました。そういう中で、町民のためになることならば、ここで地域審議会にこだわることなく、まとまった地域自治区を見た中で判断してもいいだろうというようなことになりました。

そこで静岡市と由比町の話し合いの推移を見ていたわけですがけれども、先ほど安部議長さんのほうから話もありましたように、なかなかまとまらないというよう中で、蒲原町の議会としては、この第9回合併協議会に臨むに当たって、やはり蒲原町議会の考えをはっきり出さなければならないということで、1月6日に全員協議会を開きました。結論としては、本日ここに出ております内容での地域審議会の設置と、それからもう1つ、住民サービスに支障を来さないように、できる限りの広範な事務を所管する出張所を設置してほしいという、議会としての結論になりました。以上です。

議長（小嶋静岡市長） ありがとうございます。望月副会長さん。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月でございます。

由比町が静岡市と合併してお世話になる場合に、一番危惧されていたことは、やはり大きな市の中に由比町がこれからどのような形で残っていくかということが一番不安視されたことであります。そのことにつきまして、町民の皆様、また議会といろいろと話し合いをしてきた結果、合併新法で規定されている地域自治区を設置することによって、その不安を解消できる可能性が出てくるのではないかとございまして、議会といろいろ話をしてきて、今、安部議長さんのほうから議会の立場の話があったわけですがけれども、指定都市においては地域自治区が持つ権限が限定され、行政区の権限を越えた業務ができないといったようなことは、最初から私ども議会に対して説明をし、そうした中でも、やはり自治区をとるべきだという議会側の強い要請をいただいて、私は町の町長として、これを強く静岡市にお願いをしてきたところであります。

第7回合併協議会の中で、私はその辺についていろいろとお話させていただいたところ、第8回合併協議会の中で、冒頭、市長さんのほうから、地域自治区も認めますと。蒲原町の要望している地域審議会も認めますという話がありました。

もしそれを認めていただかなかった場合に、由比町は地域自治区をあきらめても、自治区の持つ、特に合併に関する市長に対し建議ができるという、非常にすばらしい内容を持っている地域協議会はどうしても残したいと。住民と協働のまちづくりができる地域協議会の内容を盛り込んだ「由比まちづくり推進協議会」といった私案を持って臨んだところでありますけれども、その前に市長のほうから、自治区を認めるということがありましたので、私は、その意見を述べることなく、第8回の合併協議会は終了しているわけであります。

そして、静岡市に認めていただいた地域自治区を持ち帰って、議会ともいろいろと話をし、結論は出ておりませんが、由比町は、議会と、そして町民ともども、合併したときの直近の不安をどのように払拭していくかということで、この地域自治区を強く切望していることですので、当局といたしましては、ぜひこの案でお認めをいただいて、合併協議の中で可決していただきたいと思っていますところであります。

合併協議会の中で、こうした、それぞれの町が持つ状況が違うわけでありますけれども、由比町が特に不安視している問題を、この地域自治区の中の地域協議会の協議によって、強くこれからも市長に建議していきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ありがとうございます。

今、お三方からご発言がございました。この由比町との合併協議の中で、地域自治区のあり方について協議してまいりました。我々も最大限努力をしたつもりですし、静岡市という自治体の運営の全体を考えると、我々としては、やはり提案できるのはここまでになると。やはり清水区役所、清水区長の権限を越えた事務の移譲はなかなか難しいという結論に至りました。それを持ち帰っていただいたわけでありますが、残念ながら安部議長さんのほうから、地域自治区案に反対というご発言がございましたが、逆に望月町長さんからは、経過を踏まえた上で地域自治区を切望するとの発言もございました。

この件につきましては、ここでもう議論も出尽くしたと思います。まだご発言ありますか。よろしいですか。

この合併協議会は合同の会議でありますから、この3項目について、特に地域自治区、地域審議会の問題について、個々に2つの合併協議会のメンバー同士で一応採決をとりたいと思いますが、よろしいですか。

もう論点は出尽くしたと思っていますし、これ以上議論してもと思います。ですから、それぞれの立場で、これについて良い、悪いというように態度を表明していただければと思い

ます。ということで、よろしゅうございますか。

【市議会議員の定数及び任期の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） はい。それでは、別紙資料の8ページをご覧くださいまして、まず法による特例項目の6番「市議会議員の定数及び任期の取扱い」は、静岡市の議員の残任期間である3年間に限り、両町それぞれ1人を特例定数とするということで、これは蒲原も由比も一緒に採決していいですね。一緒に皆さんのご意見をまとめたいと思いますが、これは全員異議なしということでよろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、まず特例項目の6番「市議会議員の定数及び任期の取扱い」は、「議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、静岡市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、蒲原町及び由比町の区域によりそれぞれ選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議員の定数はそれぞれ1人とする。」ということに決定をいたしました。

【地域審議会及び地域自治組織の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に、法による特例項目の10番「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」について、蒲原町の区域に地域審議会を設置し、由比町の区域に地域自治区を設置するものとし、その組織及び運営に関する事項については、別紙資料の内容を骨子として、別途協議書で定めるということにいたしたいと思いますが、これについては、まず静岡市・蒲原町合併協議会としての採決をとりたいと思いますが、全員ご異議ございませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） 1人反対ということですね。それでは、多数決により、これで決定ということで、よろしく願いいたします。

続きまして、由比町の区域に地域自治区を設置することにつきまして、その組織及び運営に関する事項については、別紙資料の内容を骨子として、別途協議して定めるということですが、これにつきまして、静岡市・由比町合併協議会の委員の皆さんで、賛成の方は手を挙げてください。

（賛成者挙手）

議長（小嶋静岡市長） それでは、圧倒的賛成多数（賛成者9名、反対者3名）ということ

で、これも原案どおり決するという事にいたします。

それでは、改めて確認のため、決定したことを申し上げますが、「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」は、「市町村の合併の特例に関する法律第5条の第4第1項の規定により、蒲原町の区域に地域審議会を設置し、同法第5条の5第1項の規定により、由比町の区域に地域自治区を設置する。」ということで決定させていただきます。

【組織及び機構について】

議長（小嶋静岡市長） 次に一般項目の15番「組織及び機構」は、基本的には静岡市の組織及び機構に統一しますが、蒲原町の区域に区の出張所を設置し、由比町の区域に地域自治区の事務所を設置するものとし、それぞれが所管する業務については、これまでの協議を踏まえ、合併決定後のすり合わせ等の結果を受けて決定するという事によろしくお願いしますか。

（「異議あり」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） 3人の方が異議ありということですが、全体としては、多数決によりこれで決するという事にさせていただきますが、よろしいですか。はい。

それでは、「組織及び機構」については、「静岡市の組織及び機構に統一する。なお、蒲原町の区域に区の出張所を設置し、由比町の区域に地域自治区の事務所を設置するものとする。」ということに決定させていただきます。

【一部事務組合等の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 続きまして、一般項目の12番「一部事務組合等の取扱い」のうち、共立蒲原総合病院組合についてですが、12月下旬に経営改善計画の中間報告があったということですので、事務局から、その概要について説明をいたします。

事務局 それでは、別紙資料の6ページをご覧くださいと思います。

昨年の12月に共立蒲原総合病院の経営改善計画につきまして中間報告がありました。内容としましては、経営改善のテーマとして、ここに3つ挙げてあります。（1）自治体病院として地域住民のニーズに適したサービスの提供。（2）予防から治療へと一貫性を持った診療体制の確立。（3）累積赤字の解消を目指した損益状況の改善、特に赤字が主要因となっている病院本館事業の収益状況の改善を行うということであります。

この中でどのような課題があるかということで、4点を挙げてあります。1つ目が、病院

本館事業内、又は病院本館事業と老健事業との連携において、慢性期患者への対応が十分に行われていない。これは入院しても、一応の治療が終わった段階で、他の病院へ移っていただくというようなことを行ってきたということです。

それから2つ目に、老健事業において、入所待機者が一定数発生しています。なおかつ、施設サービスの提供に余力がないという現状もあります。

それから3つ目に、健診事業、これは企業等への集団健診ですけれども、病院本館との連携において、再検査となった場合の本館外来診率が低いということです。

それから4つ目に、急性期医療を志向する病院本館事業において、病院稼働率が低迷しています。これは100床程度が空床になっているということです。結果として、収益勘定に見合わない人件費が発生している、この4つの課題が指摘されました。

3番目に、経営改善の方向性と経営改善の施策です。

1つ目は、慢性期機能の補完です。特殊疾患療養病棟入院料・2という項目があるわけですが、これを算定する病棟を切り替えて60床を用意するという事です。そして、蒲原病院内の慢性期機能を補完する。これによって、先ほど申し上げた、他病院へ紹介していた慢性期患者、それから病院と老人保健施設との間で受け渡しが難しかった慢性期患者、それから老健施設の入所待機者に対して病床を提供しようということです。

それから2つ目として、事業連携の強化。これは集団検診において、再検査の予約状況が非常に低いということで、集中的に予約を受け付けることで、再検査実施率を3%から10%に向上させようという考え方です。

4番目に、経営改善の効果として、慢性期機能の補完により、年間3億9,500万円の増収が見込まれる。それから事業連携の強化によりまして、年間2,000万円の増収が見込まれるということです。

実施時期としては、平成17年4月から取組みを始めて、平成17年度中に慢性期機能の補完(60床)を完全に実施する。そして事業連携の強化についても、平成17年4月から取り組むということでありませう。

以上が、長い中間報告書の内容を、簡単にまとめたものになります。

議長(小嶋静岡市長) ただいま説明がありましたが、蒲原町長さんからもご発言があるようでありますので、お聞きいただきたいと思ひます。

副会長(山崎蒲原町長) この件につきましては、随分と皆様方にご迷惑もかけてまいりましたし、ご心配もおかけしましたが、いずれにしても、今の状態で蒲原病院の財政支援とい

うものも、今の4町の規模で継続していくのは無理という判断の中で、やはり中身をよくしないと、将来共に安心できる状態にはできないだろうということで、この経営改善計画を出させていただいたわけでございます。本来であれば管理者でございます富士川の坪内町長もここに同席いただければ一番よいのでございますが、会議の性格上それもまいりませんものですから、坪内町長のほうから、必ず責任を持って実行するというので、実際にこれを実施に移していくことの約束を頂戴しておりますものから、ぜひその点も申し添えておきたいと思っております。

全体としては、果たして、4の効果のところがございますように、4億円を超える経営改善の結果が出るかどうかはわかりませんが、いずれにしても現状7億円程度の繰り入れを4町でしてある状況を、さらに上回って繰り入れしなくてはいけないような状態というのは、何とか避けられるようなところまでは必ずやりたいと、このように考えておりますので、ぜひご理解賜わりたいと思っております。以上です。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの経営改善計画の中間報告について説明がありましたが、そのほかに、欠損金の取扱いなどを含めたすり合わせ方針案もありますので、その辺をまた事務局から説明をいたします。

事務局 それでは、一部事務組合のうち、残っている共立蒲原総合病院組合のすり合わせ方針案について、ご説明をいたします。

別紙資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

下段のほうに、今回のすり合わせ方針案を記載いたしました。まず、経営改善計画につきましては、ただいま、事務局からの報告と蒲原町長さんからのご発言がありましたが、両町は、他の構成団体である富士川町及び芝川町と共同で、本年度内に実効性のある経営改善計画を策定し、来年度からこの計画を実行するものいたします。

次の、欠損金の取扱いにつきましては、前回、累積欠損金の清算に加えて、平成16年度以降の単年度欠損金の翌年度清算は難しいとの意見がございましたので、再度調整した結果、経営改善計画が17年度からスタートし、大きな改善効果が見込めることから、16年度までを累積欠損金として計上し、これを17年度から10年間で清算することといたしまして、さらに17年度以降に単年度欠損金が生じた場合は翌年度に清算するものいたしました。

病院組合のすり合わせ方針案の説明は以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） ということでございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご発言があればいただきたいと思います。

いずれにしても、今の経営改善計画案でいきますと、60床を、いわゆる療養型の病床に替えれば、年間4億円のプラスの経営改善効果が出るということに計算上なるわけでありまして、これが本当に出れば累積欠損金も早く解消でき、単年度の赤字の繰り入れも少なく済むということは、もちろんであります。これがその通りにいけばよいわけではありますが、やってみなくてはわからないという部分も実はあります。

しかし、そういう方向で進んでほしいと思いますが、いずれにしても、それができない場合は、やはり10年で残った一部事務組合の構成団体で欠損金を返していく。そして、当該年度の赤字については、翌年度ゼロにしていくという方針。そういう概要で一応了承したということでございますので、私からも一言つけ加えさせていただきます。山崎副会長さん、どうぞ。

副会長（山崎蒲原町長） 2点ございます。

いろいろと迷惑をかけながら、ここまでこの問題を引きずってきて、さらに私が申し上げるのは誠に恥かしいのですが、今のところ平成16年度の最終決算が2億8,000万円から9,000万円ぐらいの赤字になりそうだということを受けまして、もう一度、確認でございますが、15年度までに出た12億9,000万については、17年度の予算に10年割りで繰り入れることで、4町ともに予算化をしようということ動きを始めておりますが、16年度に出た欠損金については、18年度以降の9年間で清算するという理解でよろしいかどうかの、確認をお願いしたいと思います。

それからもう1つは、「17年度以降に生じた欠損金については、翌年度内に清算」という表現があるわけですが、実質的には、私たちとして蒲原病院の経営サイドとして、一生懸命練り上げた結果、何とか見通しも立ちつつある中で、ここまでの記載が本当に必要だろうか。これから出る収益で、累積欠損金まで清算するという欲張りは無理かと思いますが、少なくとも新規の欠損金は出ないような体質に何とか改善できるだろうということで、これは管理者の坪内町長も盛んにその点を強調しておられますので、その一文だけでも削除できればありがたいと思います。

やはりこれはある程度4人の町長としてのメンツのこともございますので、ご配慮いただけるとありがたいと感じております。少しご検討いただければと思います。

議長（小嶋静岡市長） 本日、そういう発言が出るとは思わなかったのですが、確かに経営改善計画どおりにいけば、そのような心配はしなくてもいいわけです。しかし、我々としては、まだ計画の段階で、実際それができるかどうかわからないわけです。ですから、もし経

営改善計画どおりに行かなかった場合の単年度赤字は、やはり翌年度に全部清算するというのは、企業会計を所管する者としては当然のことだと思います。ですから、個人的にはその辺はお願いしたいと思いますが、静岡側の委員の皆さん、どうですか。

須藤委員（蒲原町議会議長） 静岡市さんのほうでは、そういう考えでしょうけれども、この合併協議会の最初の方で会長がおっしゃったのは、お互いに信頼関係の上で物事を進めていこうと。私たちも、今まで様々な項目の決定に当たっては、それは必ずやってくれるのだな、しっかりやってくれるのだなということ、今まで様々な項目を決めてきました。今回の経営改善計画については、静岡市さんからの要求を受けて出したところです。そういうことで、ぜひこの改善計画を信頼していただいて、この項目については削除していただきたいというのが私の意見でございます。

副会長（山崎蒲原町長） 実は、やはりこの改善計画を実施するに当たって、私たち組織の責任者として感じておりますのは、ともかく病院の内部の結束、これは管理者レベルも含めて全体としての結束を維持していくためには、やはり将来に危惧を持っているような文面というのは、何ともつらいという感じがして、お願いしているわけでございます。先ほど4町長のメンツもあるという話もしましたが、一番の根底はその辺でございますので、とにかく17年度以降に欠損金が出るようなイメージの言葉というのは、できれば削っていただければありがたいと思います。

しかし、小嶋市長がおっしゃるように、欠損金が出たらしっかりと穴埋めするというのは当然でございますので、これは全員の確認事項だということで、ご信頼いただければありがたいと思います。わがまま言いまして済みません。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月でございます。私からも一言お願いしておきたいと思えます。静岡市側のそうした配慮はよくわかるわけでありまして、先ほどの経営改善が順調に進めば、こういう心配はないわけでありまして。

しかし、ここに1つ文言が入っていることによりまして、私たちの側からすると、欠損金がなくなることは間違いないとは思いますが、万が一のことがあるがために、静岡市側はこうした文章を残していると思えます。しかし、ぜひ私たちの一生懸命に経営改善に取り組むという姿勢を信用していただきまして、この文面を削除していただけると大変ありがたいと思っているところであります。

議長（小嶋静岡市長） それでは5分休憩させていただきます。少し相談します。

(休 憩)

議長（小嶋静岡市長） それでは休憩の前に引き続きまして再開をさせていただきます。

それでは、ご発言をお願いいたします。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員（静岡市議会議長） 静岡側で協議をさせていただきました。皆様方の信頼関係に基づいて、これを削除してほしいという要望は受け入れます。しかし、これは非常に大事なことでありますので、単年度欠損金が生じた場合は、必ず翌年度内に清算することが確認されたということを、議事録にしっかりと記載しておいていただき、確認事項としておいていただきたいと思います。

それから、経営改善計画は、中間報告にあったとおりに、しっかりと実行していただくということを申し入れさせていただいて、受け入れたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） ということでよろしいですか。石川委員さんどうぞ。

石川委員（蒲原町議会副議長） 蒲原の石川です。

富士川町を含む4町で話し合っ、平成15年度までの累積欠損金については、平成17年度から清算すると決めてあったのですけれども、本日、資料を初めて見て、16年度までの欠損金となっています。いつ、どうして、15年度が16年度に変更になったのでしょうか。11月30日からこの1月11日までの間に、富士川町や芝川町を含んだ4町で話し合った結果、そういう話が必要になされて、16年度になったのですか。

というのは、富士川町議会さんは、この17年度から10年間で清算するという部分でも、15年間にしてくれないかと、そういうお話をされたこともあるわけです。ですから、本日、この資料を見て、この16年度までの累積欠損金という表現について、少し説明をしていただけたらありがたいと思います。

副会長（山崎蒲原町長） 1つは、芝川町さんからは、本件については、ご一任をいただいております。3%という負担金の負担比率を崩さなければよいということは、随分前に確認しております。

それからもう1つ、これは6日の議会の全員協議会でご説明いたしました。5日の夕方、坪内町長も含めた3町長で話し合いをさせていただいた中で、坪内町長にはご確認をし、了解をいただいていると。これは、翌6日の全員協議会でご説明したとおりの内容でございます。

石川委員（蒲原町議会副議長） 今の話ですが、この資料の上段では、15年度までの累積欠

損金について、平成17年度から清算になっています。そして下段では、16年度までの累積欠損金について、平成17年度から10年間で清算するとなっています。この16年度の病院の決算は17年度の半ばに出ます。そうしますと、これは補正予算を組んで、例えば平成17年度に返すのか、あるいは今までどおり18年以降9年間で返すのか、その辺りの確認をしたわけです。この文章をそのまま見ますと、16年度までの累積欠損金を17年度から返しなさいということになると、これは17年度から14億9,000万円に2,900万円を足した金額を17年度から返さなくてはならないというようにとれるものですから、そこ辺りの内容の確認をしたいということです。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月でございます。

この文章から読みとりにくいかとは思いますが、16年度の単年度欠損金については、18年度から9か年で分割して払うということです。そういう話の中で、先ほど蒲原町長も言いましたけど、5日の夜、富士川町長とも会いまして、話し合いをしてきたことであります。

議長（小嶋静岡市長） そういうことでございます。

それでは、一部事務組合の共立蒲原総合病院の経営改善計画の報告がありましたが、欠損金の取扱い、あるいは今後の運営の方針について、7ページのすり合わせ方針案がありますが、この内「また、平成17年度以降に生じた欠損金については、翌年度内に清算する。」という部分は、削除することといたします。

ただし、単年度欠損金が発生した場合には、翌年度内に清算するのは当然のことです。そのことは議事録に残して、両町長さんのもと、ここで約束をしたということにして、該当部分を削除した形でのすり合わせ方針案でよろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、そのようにさせていただきます。

【各種事務事業の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 以上で、継続協議項目についてはすべて協議が整いましたが、ここで一般項目の31番としまして各種事務事業の取扱いについて、事務局から説明がありますのでお聞きいただきたいと思います。

事務局 それでは、資料本書の1 - 3ページをお願いしたいと思います。

これは蒲原町のほうでご説明をさせていただきますと、一般項目の31番「各種事務事業の取扱い」につきましても、30番までの協議項目に含まれないものがあれば、その基本的な取

扱い方針を定めることになっておりましたが、これまでの協議等の中では、特に具体的な案件はございませんでした。そこで今後、そのような案件が出て来た場合を想定し、この協議項目のすり合わせ方針案といたしましては、編入合併ということですので、基本的には静岡市の制度に統一するものとしたしますが、町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとしたしました。

簡単ですが、説明は以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたら、ご発言お願いいたします。

ご意見もないようでございますので、ただいまの事務局案のとおりということによろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、31番「各種事務事業の取扱い」については、「静岡市の制度に統一する。ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。」ということに決定をいたします。

【建設計画について】

議長（小嶋静岡市長） 続きまして建設計画についてですが、先月開催した計6回の住民説明会でも、特に修正意見はありませんでしたので、この内容によりまして県知事との法定協議を行うということによろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） はい。それでは、それぞれの建設計画については、この後、県知事との法定協議を行い、異議がない旨の回答を得た後、県知事及び総務大臣に送付することになります。

【住民意見発表会について】

議長（小嶋静岡市長） 次に、今月16日の日曜日に開催されます住民意見発表会について、事務局から説明があります。

事務局 それでは、住民意見発表会の開催についてご説明いたします。資料本書の最後のページ、3 - 1ページをご覧ください。

意見発表会は、1月16日、今度の日曜日に2つの会場で開催されます。

まず午後1時30分から由比町中央公民館で、次に午後4時から蒲原町文化センターで行います。所要時間はそれぞれ1時間30分を見込んでおります。

意見発表者は3に記載のとおりでございますが、それぞれ地元の方を中心に6名ずつ、応募者で当日発表を希望する方全員、計12名の方に意見発表をお願いしております。持ち時間は1人当たり10分以内でございます。なお、名簿に記載の方のうち、蒲原町の2 - 4の加藤貴功様は、当日ご欠席ということで伺っております。

なお、意見発表会は、合併協議会の委員の皆さんに、住民の皆さんの意向を把握し、合併の是非判断の参考としてもらうために開催いたしますので、お忙しい中、大変恐縮でございますが、両会場への全員のご出席をお願いいたします。また、会場には傍聴席も十分設けておりますので、住民の皆さんにも是非ご参加をいただきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） 今度の日曜日に、由比町及び蒲原町の2か所で開催される住民意見発表会は、先月の住民説明会に引き続き、住民の皆さんの意向を把握する上で重要でありますので、お忙しい中ではありますが、委員の皆様のご出席をよろしく願いいたします。

それでは、安部委員どうぞ。

安部委員（由比町議会議長） 由比の安部でございます。

今、事務局のほうから住民意見発表会の内容について報告があったわけでございますけれども、由比会場の場合、意見発表者といたしまして、1 - 1から1 - 6まであるわけでございますけれども、これはこの順序で発表をされるのかどうなのか、一応確認をとらせていただきたいと思っております。

事務局 お答えいたします。これは賛成、反対がなるべく重ならないような形で配置したということと、それぞれの発表者の時間の都合、例えばどちらの会場の何時ごろがいいというような話もありましたので、結果的にこのような順番になっているということです。

安部委員（由比町議会議長） ということは、この順番については、もうこれで決定しているという考え方でよろしいですね。

事務局 はい、そのとおりです。

安部委員（由比町議会議長） この住民意見というのは、合併協議ですから、それはそれなりの考え方があるでしょうけれども、本来、普通の議会の討論と大体考え方は同じではないかと思うのですが、そういう形からいきますと、公平性を保つためにも、できれば反対から

やっていただいて、そして賛成で終わるような形をとっていただけたらと思うわけでございます。これでいきますと、1番が賛成、そして、最終の6番が賛成という形になりますから、少なくとも私たちは小さな町の議会ですけれども、大体討論を実施する場合には、反対者のほうからやるというのが通例でございますし、市議会の会議規則を見ましても、討論の方法としては、反対から発言させるのが普通のやり方ではないかと思えます。ですから、その辺も配慮の中に入れて、こういう形をとっていただいたかどうかということを説明していただきたいと思えます。

事務局 この順番の決め方につきましては、合併協議会の委員の皆さんにご相談は特にいたしませんでしたが、先ほど申し上げましたが、例えばこの時間でないと発表に行けないという方も若干いらっしゃいまして、それから賛成、反対は交互のほうがよいたろうという、こちらの事務局の考えで決めましたので、この時間でなければ出られないという方のことを配慮していただければ、順番を変えることは、事務局としては全くやぶさかではございませんので、合併協議会の委員の皆さんのご意見に従うようなことで考えております。

議長（小嶋静岡市長） 私は、議会の反対討論、賛成討論とは、大分違うと思えます。要するに、あまり偏った意見が続くということよりも、恐らく賛成、反対が混じったほうが聞くほうも聞きやすいのではないかというような事務局の判断だったのだらうと思っております。議会のことを言われると、少し違うと思ったりもするものですから。いずれにしましても、その辺、事務局のほうで一生懸命考えてくれたことですから、最大限尊重してやりたいと思えますけれども、事務局に一任でよろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、そのようにさせていただきます。

【その他】

議長（小嶋静岡市長） それでは、最後にその他ということですが、須藤委員、どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） 要望になりますが、農地の宅地並み課税については、合併特例法の特例が適用されることになっております。ところが、昨年12月13日付で、するが路農業協同組合から、「市街化区域農地の固定資産税の宅地並み課税に関する要望書」ということで、これは宅地並み課税反対ということで、1,322名の署名書とともに蒲原町議会のほうに提出されました。

そこで、合併特例法で、既にこの取扱いは決まっていますという話をしましたところ、農

協の方々は、合併反対ではないが、今、宅地並み課税について、農民の人たちの心情を十分汲み取っていただきたいと。それからもう1つは、農業の活性化について、議会も今後十分協力してほしいという話がありまして、2回ほど、この問題について話し合いました。

今の状態の中では、やはり法律を改正していかなければ、この問題は解決しないだろうという中で、静岡市議会の自由民主党市民会議、あるいは静清会の人たちが、自由民主党政調会の柳沢会長代理に要望書を出しております。これは、宅地並み課税が適用される特例市の範囲から静岡市が除外されるよう、地方税法の規定を改正していただきたいという要望になっております。

それで、議会と農協とで話をした中では、やはりこういう働きをしていかなければ、この問題は解決しないだろうということで、ぜひ静岡市議会で、今後ともこの問題について要望活動を強力に推し進めてほしいと合併協議会の中で要望しますということで話がつきました。その意を十分に汲んでいただいて、今後ともこういう働きかけを行っていただきたいということを要望しておきます。よろしくをお願いします。

議長（小嶋静岡市長） はい、ありがとうございます。それでは、要望として受けとめさせていただきます。

石川委員（蒲原町議会副議長） 今回の農地の宅地並み課税についてですが、静岡市の方針、農地に対する支援プランが出たと思いますが、どうですか。

議長（小嶋静岡市長） 今回の農地の宅地並み課税で、市としては、合併特例が適用されないものですから、5年間の独自の支援プランをつくったわけです。一方、由比町さん、蒲原町さんについては、合併特例で自動的に5年間受けられるわけです。

石川委員（蒲原町議会副議長） やはり農家の方は、本当に心配しているわけです。ですから、農家の方が安心できるようなことが少しでも出していただければよいと思って、今、聞いたわけです。

議長（小嶋静岡市長） いずれにしても、それは私どものほうでも、もし由比町さん、蒲原町さんが合併すれば、特例が切れた5年後の状況で、また相談しましょうということにはなると思います。今からどうこうしますというのは、なかなか言いにくい話です。5年の間にやはり、生産緑地制度をとる人もいるだろうし、その他いろいろ考える人もいるでしょうから、その時点で、またどうするか考えましょうということにしてあります。佐野委員さん、どうぞ。

佐野委員（由比町議会議員） 由比の佐野です。

先ほど、蒲原の須藤議長がおっしゃられたように、由比町も、J Aするが路から、由比支店として1,238人の署名が、議会議長あてに届きまして、何とかご配慮願いたいということでございます。ぜひ、静岡市議会の皆さん、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） 剣持委員どうぞ。

剣持委員（静岡市議会議員） 由比町の議長さんと町長さん、そして地域自治区に反対された方に、特にお願いしたいと思っておりますが、今回の合併協議を通じて、小嶋会長は、静庵地域は一つの圏域だという想いの中で、特に由比、蒲原の皆さん方の意見については、できるだけ聞いてきたと、私は静岡側の委員として感じております。それはやはり、これからの広域行政の大きな視点に立って物事をとらえてきたからだと思います。

本日決定された地域自治区についてですが、これは由比町の皆さん方から、設置してほしいという要望に対して、会長が地域自治区の設置を決断し、前回の鈴木議長からも、その代わりに、ぜひ議会をまとめてくださいとお願いを申し上げたわけです。

ところが、今回、先日の由比町議会の全員協議会において、町議会が地域自治区案に反対だという様子を聞いて、非常に残念に思いました。というのは、今回の合併協議会が設置されるに当たっては、由比町議会が否決した後、住民投票で有権者の70%が投票し、その60%が設置に賛成して、合併協議会が設置されたわけです。この合併協議を通じて、本日まで由比町のことについて、できるだけ配慮してきたことによって、こういう協議結果になったわけです。

静岡市議会では、地域自治区を認めることについては、様々な意見があり、私たちも静岡市の他の議員からも怒られましたが、静岡市全体の行政運営から考えれば、それは当然のことだと思います。

そうした中で、合併協議会としての可否判断が今月28日にあります。由比町長さんも頑張っておられるのはわかりますが、特に議長さんには大変な責任があります。30年、40年先を見据えていただき、この静岡市・由比町合併協議会の可否判断の結果を議会に付すときには、安部議長さんには、是非いい形でまとめてもらうようなリーダーシップを発揮していただきたいということを、お願いしておきます。

先般、由比の漁協からも、この合併に賛成する内容の要望書が提出されております。

また、先月、由比町で開催された住民意見発表会に私も出席いたしましたが、賛成のほうが多いではないですか。住民と議会とが乖離して、どうしてこれが議会だ、議会だと言っただけですか。私は、その点については、特に言わせていただきたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） はい、安部委員どうぞ。

安部委員（由比町議会議長） お言葉を返すようで申しわけございませんけれども、私も、あなたの言おうとすることについては、肝に銘じ、腹の中で据えております。しかし、常に言っていることは、たかが11人の議員だけれども、やはり、されど11人という形の中で、一人一人の考え方が、やはり議会の中で尊重される以上、それを左のものを右へと、首に縄をつけてやるということは、私としてはできません。ですので、説得は説得でもってさせていただきます。それはしますけれども、その点も理解をしていただいた中で、努力はさせていただきますということで返事させていただきます。

議長（小嶋静岡市長） はい、どうぞ。

豊島委員（由比町女性団体連絡会会長） 由比町の豊島です。

先ほど静岡市の議員の方からもお話いただきましたけれども、やはり立ち戻るところは行財政改革ということ肝に銘じていただきたいと思います。

それから、私は選択としては、よく認めてくださった地域自治区だと思いますけれども、個々それぞれの町民、それから市民の皆さんが、自分の意見をしっかり持っていれば、合併しても、小さいところに私たち1万人が入っていくわけですが、意見は言っていけるのではないかと、この合併協議会を通じて、本当にそう思いました。

ですから、行財政改革の中で、由比町が生きていく道、蒲原町さんもそうだと思いますけれども、そこを忘れてはいけないと思って、この席にずっと座らせていただきまして、合併協議会、全員協議会、由比町議会も傍聴してきましたけれども、本当にそこに立ち戻ってもらいたいというのを、議員の皆様にも訴えていきたいと思っています。

もう1点ですが、建設計画には、たくさんの事業が登載されております。私たちは主婦ですので、合併特例債というものは、本当に途方もない大きい金額で、それに対する期待感も、皆さんあると思いますけれども、やはり借金は借金だと私は認識しております。

この合併建設計画の詳細は、策定に携わった幹事会や当局の方でなければわからないと思いますけれども、しっかりとその金額を見据えた上で実施していただいて、それが有意義になるということを、私は、一般の主婦代表ということで、ここに座らせていただいておりますので、ここだけは、ぜひ女性の立場から言わせていただきたいと思います。ぜひ、合併特例債も有意義に使っていただく合併でありますようお願いをしまして、私の意見とさせていただきます。

議長（小嶋静岡市長） 熱心にご発言いただきましてありがとうございます。いずれにしま

しても、次回1月28日、最終の合併協議会を開催いたしますが、その際、合併の是非をこの協議会として決めていきます。そのために、皆さんに1人ずつに賛否、そしてその理由、また想いを語っていただきたいと思っておりますので、今言い足りなかった分、また次回おっしゃっていただいて、その上でそれぞれの2つの合併協議会の合併の是非を決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは最後に事務局から、何かあったら報告してください。

事務局 それでは、最終となります次回の合同会議の開催についてご説明いたします。第10回合併協議会合同会議は、1月28日(金)の午後1時30分から、JR静岡駅南口にございますホテルセンチュリーにおいて開催をいたします。開催通知につきましては後日改めて送らせていただきます。

なお、次回の合同会議では、合併協議会としての合併の是非決定をしていただくこととなります。繰り返しますと、先ほど議長からのお話がありましたが、最初に静岡市・蒲原町合併協議会、次に静岡市・由比町合併協議会ということで是非決定を行います。

その場合、採決は挙手等で決めるのではなく、委員の皆様お一人お一人から、合併に賛成、または反対の意思表示をしていただくとともに、その理由についてもご発言いただきたいと考えております。お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたしたいと思います。

説明は以上でございます。

議長(小嶋静岡市長) これで本日お諮りをするべき案件についてはすべて終了いたしました。

これをもちまして、第9回静岡市・蒲原町合併協議会、第9回静岡市・由比町合併協議会の合同会議を閉会とさせていただきます。皆さんご苦労さまでした。また次回もよろしくお願いいたします。